

節電対策実行計画（2011-2012 冬季版）

平成23年11月30日

社団法人生命保険ファイナンシャルアドバイザー協会

政府の節電実行計画に係る基本方針にもとづき、執務内環境の悪化を回避するよう配慮し、実行計画を下記の通り定める。

- 期 間／ 平成23年12月1日（木）～平成24年3月30日（金）
対象施設／ J A I F A本部
目 標／ 対前年比節電10%（東京電力管内目標値は無い）
取組内容／ 事務所施設内電力使用機器の使用を抑制する。
事務所入口側から1エリアとし、4エリアに分けて対応

●エリア1（通路、応接、キッチン・倉庫エリア）

- エレベータホールの電灯は使用しない。
- 通路電灯の間引き
- 応接スペースの電灯は、来客時のみ使用とする。
- キッチンは蛍光灯にて対応する。
- 電気ポットは、原則保温利用とする。
- 倉庫の電灯は使用しない。
- エアコンは、来客時のみに対応する。
- トイレの電灯は使用時のみに対応する。
- 室内換気の促進

●エリア2・3（事務エリア）

- エアコンは、原則19度設定
- パソコンは、離席時はスリープ、また外出時はオフにする。
- コピー機使用後は待機状態にする。

●エリア4（会議室エリア）

- 会議使用時以外は消灯。
- エアコンの使用をしない。
- 事務スペースとの空調維持のため会議室ドアを閉じる。
- ブラインドによる遮光
- 待機電流節減のため使用時以外のテレビ・DVDのコンセントを外す。

●その他

- 超過勤務の削減
- 休暇シフトの実施
- 節電対策の表示と来客等の協力理解
- ウォームビズの対応及び徹底
- インフルエンザの予防や対策周知
- 執務内の利用状況に配慮し、上記以外の対応があれば適宜削減を図る。
- 天候変化により電気使用率がひっ迫した場合は、上記を超えて対応協力する。